

令和5年7月定例
四万十町教育委員会
会議資料

日 時： 令和5年7月12日（水）午後3時00分

場 所： 四万十町役場本庁東庁舎 2階 多目的小ホール

会 議 次 第

- 1 開 会
- 2 教育長あいさつ
- 3 会議録署名委員の指名
- 4 議 題
 - ① 承認第1号 専決処分の承認について
 - ② 承認第2号 専決処分の承認について
 - ③ 議案第1号 四万十町立学校における学校運営協議会の設置について
 - ④ 議案第2号 窪川中学校学校運営協議会委員の委嘱及び任命について
 - ⑤ 議案第3号 四万十町立学校における学校運営協議会の設置について
 - ⑥ 議案第4号 大正中学校学校運営協議会委員の委嘱及び任命について
- 5 協議事項
 - ① 文化的施設について
- 6 報告事項
 - ① 四万十町合併20周年記念誌制作委員会委員について
- 7 その他
 - ① 令和4年度四万十町教育委員会の行政の執行状況の点検・評価について
 - ② 学校訪問の総括について

教 育 長	山脇 光章
委 員	横山 順一、 谷口 和史、 野中 裕子、 西谷 史
事 務 局	浜田 章克、 味元 伸二郎、 長森 伸一、 東 孝典

承認第1号

専決処分の承認について

仁井田小学校学校運営協議会の設置について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、別紙のとおり専決したので、同規則第4条の規定に基づきこれを報告し承認を求める。

令和5年7月12日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

別紙

専 決 書

仁井田小学校学校運営協議会の設置について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、下記のとおり専決する。

令和5年6月29日

四万十町教育長 山脇 光章

記

四万十町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第2条第1項の規定に基づき、次のとおり学校運営協議会を設置する。

学校運営協議会を設置する学校

四万十町立仁井田小学校

【専決処分を行った理由】

本町では、令和5年度中に全小中学校に学校運営協議会を設置することとしており、昨年度には全学校長に対して、お願いをしているところです。

仁井田小学校については、学校運営協議会委員の候補者の選任を終え、体制が整ったため、四万十町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第2条第1項の規定に基づき令和5年6月29日付けで学校運営協議会を設置することとしたものです。

なお、同日付けで、設置したことについて次のとおり学校長に通知しました。

5 四 教 学 第 1 9 2 号
令和5年6月29日

四万十町立仁井田小学校

校長 久保田 徳雄 様

四万十町教育委員会

学校運営協議会の設置について

四万十町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第2条第1項の規定に基づき、仁井田小学校に学校運営協議会を設置する。

参 考

- 四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則 抜粋

(平成 18 年四万十町教育委員会規則第 4 号)

(委任)

第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。）第 25 条第 1 項の規定に基づき、四万十町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、次に定める事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任するものとする。

- (1) 教育行政の基本方針に関すること。
- (2) 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
- (3) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
- (4) 教育委員会の所管に属する学校その他教育機関の設置及び廃止に関すること。
- (5) 教育委員会及び教育委員会の所管する学校その他の教育機関の職員の任免その他人事に関すること。
- (6) 法第 26 条の規定による点検及び評価に関すること。
- (7) 法第 29 条に規定する意見の申出に関すること。
- (8) 幼稚園、小学校及び中学校の通学区域の設定又は変更に関すること。
- (9) 教科書の採択に関すること。
- (10) 教育委員会附属機関の委員の任免等に関すること。
- (11) 重要事項の告示、指令、通知、申請及び報告等に関すること。
- (12) 教職員の組織する職員団体及びその他の諸団体との重要な交渉に関すること。
- (13) 文化財の町指定に関すること。
- (14) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に重要と認める事項。

(重要異例の事務の処理)

第 2 条 教育長は、前条の規定にかかわらず、委任された事務について、特命があるとき、又は事案の特に重要と認められるもの異例に属するもの若しくは規定の解釈上疑義があるものについては教育委員会の決定を求めなければならない。

(教育長の専決)

第 3 条 教育長は、緊急の場合には、第 1 条各号に規定する事務を専決することができる。

(委員会への報告)

第 4 条 教育長は、次に掲げる事項について、次の教育委員会の会議にこれを報告し、承認を求めなければならない。

- (1) 第 1 条の規定により教育長に委任した事務で重要なものに関すること。
- (2) 前条の規定により教育長が専決した事務に関すること。

○ 四万十町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則 抜粋
(令和2年四万十町教育委員会規則第10号)

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5第1項の規定に基づく学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置等)

第2条 四万十町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、その所管する学校ごと（法第47条の5第1項ただし書に規定する場合にあっては、2以上の学校ごと）に協議会を置くように努めるものとする。

2 前項の規定による協議会の設置は、教育委員会及び校長の権限及び責任の下、保護者及び地域住民等（以下「保護者等」という。）の学校運営への参画並びに保護者等による学校運営への支援及び協力を促進することにより、学校と保護者等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善及び子どもたちの健全育成に取り組むという目的を達成するために行うものとする。

3 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、あらかじめ、法第47条の5第2項第1号に規定する対象学校（以下「対象学校」という。）の校長の意見を聴くものとする。

4 教育委員会は、協議会を置くときは、対象学校の校長に対し、その旨を通知するものとする。

承認第 2 号

専決処分の承認について

仁井田小学校学校運営協議会の委員の委嘱及び任命について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第 3 条の規定に基づき、別紙のとおり専決したので、同規則第 4 条の規定に基づきこれを報告し承認を求める。

令和 5 年 7 月 1 2 日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

別紙

専 決 書

仁井田小学校学校運営協議会の委員について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、下記のとおり専決する。

令和5年6月29日

四万十町教育長 山脇 光章

記

四万十町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第3条第1項に基づく仁井田小学校学校運営協議会の委員について、次のとおり委嘱又は任命する。

仁井田小学校学校運営協議会委員

任期：令和5年6月29日～令和7年3月31日

選 出 区 分	氏 名	備 考
(1) 対象学校の所在する地域住民	山本 弘光	●●●●●●
	水田 みき子	●●●●●●
	戸田 悦子	●●●●●●
	市川 愛久	●●●●●●
	牧野 剛史	●●●●●●
(2) 対象学校に在籍する児童及び生徒の保護者	稲井 智香	●●●●●●
(3) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者	都築 正志	●●●●●●
	石田 芳秋	●●●●●●
(4) 学校関係者	久保田 徳雄	仁井田 1920
(5) 学識経験を有する者	戸田 晶秀	●●●●●●
	山田 佳代	●●●●●●
(6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当であると認める者		

【専決処分を行った理由】

令和5年6月29日の仁井田小学校学校運営協議会の設置に伴い、同協議会の委員について、学校より推薦があったため、その推薦に基づき委嘱及び任命を行いました。

参 考

- 四万十町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則 抜粋
(令和2年四万十町教育委員会規則第10号)

(委員の構成等)

第3条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、12人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 対象学校の所在する地域住民
 - (2) 対象学校に在籍する児童及び生徒の保護者
 - (3) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
 - (4) 学校関係者
 - (5) 学識経験を有する者
 - (6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当であると認める者
- 2 対象学校の校長は、委員を推薦することができる。
 - 3 委員に欠員が生じたときは、新たに委員を委嘱又は任命することができる。

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。

- 2 前条第3項の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

議案第 1 号

四万十町立学校における学校運営協議会の設置について

四万十町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第 2 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり学校運営協議会を設置することについて、委員会の意見を求める。

令和 5 年 7 月 1 2 日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

学校運営協議会を設置する学校及び設置日

四万十町立窪川中学校 令和 5 年 7 月 1 4 日

議案第 2 号

窪川中学校学校運営協議会委員の委嘱及び任命について

四万十町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第 3 条第 1 項に基づき窪川中学校学校運営協議会の委員を下記のとおり委嘱又は任命することについて、委員会の意見を求める。

令和 5 年 7 月 1 2 日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

窪川中学校学校運営協議会委員

任期 : 令和 5 年 7 月 1 4 日 ~ 令和 7 年 3 月 3 1 日

選 出 区 分	氏 名	備 考
(1) 対象学校の所在する地域住民	井上 義之	●●●●●●●●
(2) 対象学校に在籍する児童及び生徒の保護者	中尾 佳亮	●●●●●●●●
	武田 伸也	●●●●●●●●
	永森 大介	●●●●●●●●
	藤沢 美代子	●●●●●●●●
(3) 社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 9 条の 7 第 1 項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者	多賀 啓一	●●●●●●●●
(4) 学校関係者	黒岩 範久	香月が丘 8-18
	坂本 益英	興津 1572
(5) 学識経験を有する者	川田 弘人	北琴平町 6-1
	緒方 正綱	●●●●●●●●
	中越 恵美	●●●●●●●●
(6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当であると認める者		

議案第 3 号

四万十町立学校における学校運営協議会の設置について

四万十町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第 2 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり学校運営協議会を設置することについて、委員会の意見を求める。

令和 5 年 7 月 1 2 日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

学校運営協議会を設置する学校及び設置日

四万十町立大正中学校 令和 5 年 7 月 2 7 日

議案第 4 号

大正中学校学校運営協議会委員の委嘱及び任命について

四万十町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第 3 条第 1 項に基づき大正中学校学校運営協議会の委員を下記のとおり委嘱又は任命することについて、委員会の意見を求める。

令和 5 年 7 月 1 2 日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

大正中学校学校運営協議会委員

任期 : 令和 5 年 7 月 2 7 日 ~ 令和 7 年 3 月 3 1 日

選 出 区 分	氏 名	備 考
(1) 対象学校の所在する地域住民	中屋 康	●●●●●●
	太田 宗隆	●●●●●●
(2) 対象学校に在籍する児童及び生徒の保護者	谷脇 康行	●●●●●●
(3) 社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 9 条の 7 第 1 項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者	北村 耕助	●●●●●●
(4) 学校関係者	中内 聖二	大正 291
	門田 清子	大正 385-1
	田村 美江	大正北ノ川 223-1
	金子 千佐	大正 93
	藤原 良仁	大正北ノ川 358-20
(5) 学識経験を有する者	小野川 恵利	●●●●●●
(6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当であると認める者		

